

長野市福祉有償運送運営協議会運営要領

（目的）

第1 長野市福祉有償運送運営協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第9の規定に基づき、当該協議会（以下「協議会」という。）の運営について以下のとおり定める。

（協議申請に必要な書類）

第2 協議会へ提出する申請書等の様式及び添付書類を次のとおり定める。ただし、「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（令和2年11月27日付け国自旅第317号。以下「福祉処理方針」という。）に規定されている様式及び添付書類（以下「様式等」という。）は、長野県知事へ申請する予定の様式等の写しとする。

2 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条に基づく登録（以下「新規登録」という。）の申請

- (1) 登録協議申請書（様式1）
- (2) 福祉処理方針に定める様式第2-1号
- (3) 福祉処理方針2.（3）③を除く。以下同じ。）に定める様式等
- (4) 個人情報閲覧同意書（様式2）
- (5) 運送の対価として収受する金額を記載した書面

3 法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録（以下「期間更新登録」という。）の申請

- (1) 登録協議申請書（様式1）
- (2) 福祉処理方針に定める様式第2-2号
- (3) 福祉処理方針2.（3）に定める様式等
- (4) 福祉処理方針2.（4）②の規定による登録証の写し
- (5) 運送の対価として収受する金額を記載した書面

4 法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録（以下「変更登録」という。）の申請（福祉処理方針6.（1）①に規定する運送の区域の拡大又は変更に限る。以下同じ。）

- (1) 登録協議申請書（様式1）
- (2) 福祉処理方針に定める様式第2-3号
- (3) 福祉処理方針2.（3）に定める様式等（変更がある場合に限る。）
- (4) 福祉処理方針2.（4）②の規定による登録証の写し
- (5) 個人情報閲覧同意書（様式2）（運送の区域の拡大又は変更に伴い、新たに対象となる旅客に限る。）
- (6) 運送の対価として収受する金額を記載した書面（変更がある場合に限る。）

（判断基準）

第3 協議会は、要綱第2に定める事項の協議に当たっては、法、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）、「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自旅第161号。以下「ガイドライン」という。）、福祉処理方針、「自家用

有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」(平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 144 号)、を判断基準とするものとする。

2 協議会は、施行規則第 51 条の 16 第 1 項に規定する、第 1 種運転免許保有者であって、「その効力が過去 2 年以内において停止されていない者」であることの要件について、新規登録、期間更新登録又は変更登録のそれぞれにおいて、申請者が協議会に協議を申請した日の直近の 2 年間と定める。

3 協議会は、新規登録、期間更新登録又は変更登録の後において、福祉処理方針 4.(1) ②に該当することとなった運転者については、施行規則第 51 条の 16 第 2 項に規定する適性診断を受診させることに加えて、輸送の安全を確保する方法を別途定めることがある。

(登録後の報告等)

第 4 要綱第 2 第 1 項第 1 号の登録をした者(以下「登録者」という。)は、登録後において、法第 79 条の 7 第 3 項に定める軽微な事項について長野県知事に変更の届出をしたときは、登録後 10 日以内に、次の各号に定める書類をもって協議会に報告するものとする。

(1) 登録事項変更届出報告書(様式 3)

(2) 長野県知事に届け出た書類の写し(福祉処理方針に定める様式第 10 号を除く。)

(3) 施行規則第 51 条の 13 第 4 項により交付された登録証の写し

2 登録者は、登録後において、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める期限までに協議会に報告するものとする。

(1) 法第 79 条に基づく自家用有償旅客運送の登録(法第 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。)(様式 4) 登録後 30 日以内

(2) 会員の現況(様式 5) 事業年度の開始後 60 日以内

(3) 運行管理の現況(様式 6) 事業年度の開始後 60 日以内

(4) 施行規則第 51 条の 16 第 2 項に規定する事故(様式 7) 発生後 30 日以内

3 登録者は、登録後において、運送の対価として収受する金額(有料道路代、駐車場代等の実費を除く。)を変更するに当たっては、協議会に次の各号に定める書類をもってあらかじめ協議を申請し、協議が調った状態にしなければならない。

(1) 運送対価変更協議申請書(様式 8)

(2) 個人情報閲覧同意書(様式 2)(対価が変更となる旅客に限る。)

(3) 福祉処理方針 2.(3)に定める様式等(変更がある場合に限る。)

(4) 運送の対価として収受する金額を記載した書面(変更がある場合に限る。)

4 協議会は、前項の申請を受けた場合は、要綱第 2 第 1 項第 1 号に準じて協議を行うものとし、協議が調った場合には、会長は申請者に対し協議が調った旨の文書を交付するものとする。

5 登録者は、登録後において、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、書面により、あらかじめ協議会に報告しなければならない。

(1) 登録者が株式会社になる等により、施行規則第 48 条に定める法人の法人格を失うこととなる場合

- (2) 前号に掲げる他、福祉有償運送を廃止することとなる場合
(協議が調った状態でなくなること)

第5 協議会は、次の各号に該当する場合には、直ちに是正するよう登録者に求めるものとする。

- (1) 登録者が第4第1項又は第2項に違反した場合

- (2) 登録者が協議の調った際の条件に違反した場合

2 協議会は、登録者が前項の求めに応じない場合には、求めに応じなければ協議が調った状態でなくなった旨を付言した上で、再度是正を求めるものとする。

3 協議会は、相当の期間を経過しても登録者が前項の求めに応じない場合には、協議を行った上で、協議が調った状態でなくなったものとする。

4 協議会は、次の各号に該当する場合には、協議を行った上で、協議が調った状態でなくなったものとする。

- (1) 登録者が第4第3項に違反した場合

- (2) 登録者から第4第5項の報告を受けた場合

5 協議会は、前2項の規定に基づき協議が調った状態でなくなった場合には、登録者及び長野県知事にその旨を伝えるものとする。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。